

奈良県手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年七月十日

奈良県知事 山下 真

奈良県条例第三号

奈良県手数料条例の一部を改正する条例

奈良県手数料条例（平成十二年三月奈良県条例第三十三号）の一部を次のように改正する。

別表第一の二百七の項中「大麻取扱者免許申請手数料」を「大麻草採取栽培者免許申請手数料」に、「大麻取締法」を「大麻草の栽培の規制に関する法律」に、「大麻取扱者免許の」を「大麻草採取栽培者免許の」に改め、同表二百八の項中「大麻取扱者登録変更手数料」を「大麻草採取栽培者登録変更手数料」に、「大麻取締法第十条第五項」を「大麻草の栽培の規制に関する法律第六条第三項」に、「大麻取扱者の」を「大麻草採取栽培者の」に改め、同表二百九の項中「大麻取扱者免許証再交付手数料」を「大麻草採取栽培者免許証再交付手数料」に、「大麻取締法第十条第六項」を「大麻草の栽培の規制に関する法律第七条第三項」に、「大麻取扱者免許証の」を「大麻草採取栽培者免許証の」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、第三項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律（令和五年法律第八十四号。以下「改正法」という。）附則第三条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる改正法第一条の規定による改正前的大麻取締法（昭和二十三年法律第二百二十四号）第十条第五項の規定に基づく大麻取扱者の登録事項の変更及び同条第六項の規定に基づく大麻取扱者免許証の再交付に係る手数料については、なお従前の例による。

3 改正法附則第六条の規定に基づき、改正法第一条の規定による改正後的大麻草の栽培の規制に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十四号）第五条第一項の規定の例により大麻草採取栽培者免許の申請があったときは、この条例の施行の日前においても、

この条例による改正後の奈良県手数料条例別表第一の二百七の項の規定の例により大麻草採取栽培者免許申請手数料を徴収する。